

公立大学法人下関市立大学広報委員会規程

平成19年4月1日

規程第6号

改正 平成20年3月14日規程第17号

平成22年12月20日規程第34号

平成23年11月1日規程第25号

平成29年2月28日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学及び下関市立大学の広報に関する事項を審議するために設置される公立大学法人下関市立大学広報委員会（以下「委員会」という）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学（公立大学法人下関市立大学並びに下関市立大学及び下関市立大学大学院をいう。以下同じ。）の広報活動（ホームページを含む。）に関すること。
- (2) 本学に関わる資料の収集・保管（アーカイヴ業務を含む。）に関すること。
- (3) その他本学の広報に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学科会議選出委員 4名
- (2) 大学院経済学研究科委員会選出委員 1名
- (3) 事務局長が指名する事務職員 5名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない

2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。

3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の委員長及び副委員長は、第3条第1号及び第2号に規定する委員から互選により選出する。

(委員長等の責務)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経営企画グループ経営企画班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日規程第25号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日規程第7号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。